

小・中学生の就学援助申請受付について

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費等の一部を援助する制度です。前年所得等によって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。

援助期間は受付期間中の申請の場合は4月から、受付期間後の申請の場合はその翌月からとなります。

就学援助費の支給は8月末、12月末、3月末の年3回行います。

- 対象 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯
※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

- 受付期間 平成30年6月 1日(金)から
6月20日(水)まで
☆ 土・日曜日を除く
☆ 受付期間を過ぎた場合は、その翌月からが対象となります。

- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
☆ 20日(水)は夜間役場のため午後8時まで

- 受付場所 役場子ども教育課

- 持参品 印鑑(認印)、校納金振替口座の通帳
<該当者のみ>
児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類

- 必要書類 就学援助申請書(子ども教育課窓口で記入)
所得証明書(平成30年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ
18歳以上の人全員分)

- その他
 - ・5月下旬に小・中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布します。
 - ・就学援助制度は校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
 - ・これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をしないと就学援助を受けることはできません。必ず上記期間中に申請を行ってください。